

## 指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名: 白石建設株式会社  
法人番号: 9310001010495  
住所: 長崎県平戸市戸石川町480番地1
- 指名停止措置期間: 令和3年10月1日から令和3年10月14日まで(2週間)
- 指名停止措置の範囲: 九州地方測量部管内

### 4. 事実概要:

白石建設株式会社は、令和2年11月10日、松浦市志佐町の倉庫において、民間発注のスレート屋根の張替え工事のため、男性作業員が屋根に上がり作業を行っていたところ、スレート板を踏み抜き約6.3m下のコンクリート床に墜落し死亡する工事関係者事故を起こした。

このことにより、同社及び同社の当時の現場責任者が、江迎労働基準監督署から労働安全衛生法違反の容疑で書類送検され、令和3年7月30日、略式命令による罰金刑が確定した。

### 5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である白石建設株式会社及び同社の現場責任者が上記の工事事故により罰金刑を受け、その刑が確定したことは、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するものである。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1>

措置要件	期間
1~7 略	略
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)